

いじめ問題と「いじめ防止対策推進法」に関する一考察

— C県での実践を中心にして —

One consideration about the issue of bullying and
"the preventive measures against bullying promotion method"

—Mainly on the practice in the C prefecture—

橋 本 治

HASHIMOTO Osamu

要 旨

2011年10月、滋賀県大津市で中学2年生男子が、いじめがあって自殺をした。2012年7月に全国的に報道が拡大し、国が「いじめ防止対策推進法」を施行する大きなきっかけとなった。国は2013年6月28日に「いじめ防止対策推進法」を公布し、3ヶ月後の9月28日が施行日となった。

各学校や教育委員会が取り組むべきこととして、①いじめ防止基本方針を立てる、②いじめ問題対策委員会を設置する、③いじめ問題対策連携協議会を設置する、④いじめの重大事態に対処する、等が挙げられるが、筆者はいずれにも深くかかわっている。

本研究では、C県のいじめ問題にかかわる実際の取り組みを述べていく中で、①～④を中心に「いじめ防止対策推進法」に関して考察していった。

さらに、愛知県で平成25年に実施した「いじめの調査」⁽⁴⁵⁾と三重県・滋賀県で実施した「いじめの調査」を比較し考察した。この結果、「いじめの認知件数」が全国平均に近い愛知県の「いじめの認知度」は、「いじめの認知件数」が全国平均の44%の三重県・58%の滋賀県においても、ほとんど同じであった。

この両者から得られた結論は、以下の3点であった。(1) いじめが起きる初期の段階で関わる。小学校・中学校・高等学校などの年齢にも起きうることで、いわば「初期消火」を意味する。(2) いじめとは呼べないような、人と人との関わりの形成期に起きる問題に関わる、幼稚園・保育園はもちろん、小学校低学年も含んだ「低年齢」という意味での対応である。(3) 何か兆候があればすぐに対応をはじめる。「いじめ」とか「自殺」にこだわらない。

1. はじめに

筆者は、大津市教育研究所の依頼で、2006年12月にいじめと自殺に関する講演をしたご縁があり、今回の事件の後、2012年1月6日に大津市全小中学校教員対象の講演をした。その後も、大津市内の幼稚園・保育園の教職員も含め、2012年に2回、2013年に2回、2014年に2回の講演をしてきた。また、岐阜県においては、岐阜県可児市「いじめ防止専門委員会」委員長、岐阜市「いじめ問題対策委員会」委員長、岐阜県「いじめによる重大事態再調査委員会」委員長、岐阜県可児市「いじめ問題対策連携協議会」委員、等の仕事をしており、「いじめ防止対策推進法」にかかわるいじめ問題にまさに直面している。このような実践を通す中で得た「いじめの調査」の結果を含め、いじめ問題を「いじめ防止対策推進法」に絡めて考察していくこととした。

2. 国の施策および筆者の実践

(1) 国の施策

「初期段階のいじめへの対応」が重要なことは誰もが認めることであり、国は2013年6月28日に

「いじめ防止対策推進法」を公布し、同年9月28日の施行となっている。その目的は以下のように示されている。

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下に同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

以下、項目のみ示す。

(定義) 第二条 (基本理念) 第三条 (いじめの禁止) 第四条 (国の責務) 第五条 (地方公共団体の責務) 第六条 (学校の設置者の責務) 第七条 (学校及び学校の教職員の責務) 第八条 (保護者の責務等) 第九条 (財政上の措置等) 第十条

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針) 第十一条 (地方いじめ防止基本方針) 第十二条 (学校いじめ防止基本方針) 第十三条 (いじめ問題対策連絡協議会) 第十四条

第三章 基本施策等

(学校におけるいじめの防止) 第十五条 (いじめの早期発見のための措置) 第十六条 (関係機関等との連携等) 第十七条 (いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上) 第十八条 (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進) 第十九条 (いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等) 第二十条

第四章 いじめの防止等に関する措置

(啓発活動) 第二十一条 (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) 第二十二条 (いじめに対する措置) 第二十三条 (学校の設置者による措置) 第二十四条 (校長及び教員による懲戒) 第二十五条 (出席停止制度の適切な運用等) 第二十六条 (学校相互間の連携協力体制の整備) 第二十七条

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処) 第二十八条 (国立大学に附属して設置される学校に係る対処) 第二十九条 (公立の学校に係る対処) 第三十条 (私立の学校に係る対処) 第三十一条, 第三十二条 (文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導, 助言及び援助) 第三十三条

第六章 雑則

(学校評価における留意事項) 第三十四条 (高等専門学校における措置) 第三十五条

附則

(施行期日) 第一条 (検討) 第二条

(2) いじめ問題に関しての筆者の実践

①岐阜県可児市「いじめ防止専門委員会」委員長として

岐阜県可児市では、2012年5月から、「小中学校に通う児童生徒のいじめをなくそうと、学校だけでは対応が困難な事例に対し、専門家が第三者の客観的な立場から調査することで解決を図ろう」と

「いじめ防止専門委員会」が設けられた。委員会の構成メンバーは、弁護士・臨床心理士・福祉関係者・大学関係者の4名となっている。筆者も「大学関係者」として積極的に関わっているが、根底に「自殺予防」があることを想定して活動している。その後、2012年10月2日に「可児市子どものいじめの防止に関する条例」が議会を通り、翌10月3日からスタートした。筆者はその直後に委員会の委員長となって活動を始め現在に至っている。

②岐阜市「いじめ問題対策委員会」委員長として

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることが重要である。本委員会は、岐阜市いじめ問題対策連絡協議会と連携し、いじめの防止等のための対策を実効的に行うこと、また重大事態が発生したときには、教育委員会の諮問に応じて、調査を行うことを目的としている。委員の構成メンバーは、大学関係者・弁護士・臨床心理士・PTA連合会・教育委員会の推薦者の5名となっている。

③岐阜県「いじめによる重大事態再調査委員会」委員長として

「いじめ防止対策推進法」にもとづき、いじめによる重大事態に対処するために学校設置者（教育委員会、学校法人）又は学校が実施した調査の再調査を行うための機関として「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」が設置されている。委員会の構成メンバーは、弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士・学識経験者の5名となっている。

④岐阜県可児市「いじめ問題対策連絡協議会」委員として

「いじめ防止対策推進法」にもとづき、いじめの防止、早期発見、対処及びケアに係る情報交換及び連携のための協議を行う。構成メンバーは、人権擁護分野4名（筆者はここに入っている）、教育分野5名、福祉分野4名、警察分野1名の合計14名である。協議会は、「代表者会議」「実務者会議」「個別のケース検討会議」の三層構造になっている。

3. 問題と目的

(1) いじめ問題とのかかわり

いじめ問題にどうかかわっていくか、特に「いじめ防止対策推進法」ができて各学校・教育委員会としてどのようなかかわりが持てるのかについて筆者の実践を通して考察することにした。それは、今後各学校・教育委員会がいじめ問題にかかわる時の参考になると考えたのが目的の一つである。

(2) いじめの調査

いじめの認知件数が全国平均に近い愛知県での「いじめの調査」⁽¹⁵⁾と、今回得た「いじめの認知件数」が全国平均の44%の三重県・58%の滋賀県との比較は、いじめの認知件数が違う県（表1参照）の教員の意識について貴重な資料が得られると考えたのが目的の二つ目である。

岐阜県では、2006年のM市の中学2年生がいじめに関連して自殺をして以来全国平均より多く推移しており、平成23年度も全国平均5.0に対して12.2を示している。また、愛知県においても1994年にN市の中学2年生がいじめに関連して自殺して以来高い認知件数を示しており、平成23年度も10.0となっている。しかし、筆者が関わっている滋賀県の認知件数は平成23年度が1.3で、平成24年度の文部科学省「いじめの緊急調査」（これは大津市のことがあって日本中で実施した）でも1.5にしか達していない。やはり、「初期段階のいじめ」を見つけることからはじめ、次にどのようにそれに関わっていくかということが大切になると考えられる。平成24年度・25年度、岐阜県・愛知県の「いじめの認知件数」は、全国平均に近くなっている。

表 1. いじめの認知件数（平成23年度・24年度・25年度）の比較

件数・年度 県名	認 知 件 数		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
岐 阜	12.2	15.3	12.9
愛 知	10.0	14.5	13.2
三 重	1.2	8.7	5.9
滋 賀	1.3	5.3	7.8
全 国	5.0	14.3	13.4

4. 方法

(1) いじめ問題とのかかわり

筆者のいじめ問題へのかかわり（「いじめ防止対策推進法」に関連して）は、各委員会での報告・新聞記事等公に出ているものを使用した。これらについて考察していくことによって問題と目的に迫りたいと考えた。

(2) いじめの調査

①対象

筆者が実施した三重県の「いじめ問題を考える」の講演に参加した方（現職の小学校・中学校教員等）87名、滋賀県の「いじめ問題への対応」の講演に参加した方（現職の小学校・中学校教員等）122名が対象である。

② 期日

三重県・・・2015年7月28日

滋賀県・・・2014年10月8日・10日、2015年10月7日・9日

③ 方法・アンケート用紙

筆者が依頼されて出かけた講演時に、主催者の許可を得て実施した。アンケート用紙（詳細は〔愛知県での「いじめの調査」^[15] 参照）を全員に配布し、筆者自身がケースの説明をしてその場で記入していただいた。解答は4件法で「迷わずいじめである」「迷うがいじめである」「迷うがいじめではない」「迷わずいじめではない」のいずれかに丸をつけていただいた。「次のようなケースについてあなたならどのように考えますか。今の勤務先の子どもたちを想定してお答え下さい。」という提示で4つのケース（年長A君・小4 B君・中2 Cサン・高1 D君）について質問した。

5. 結果と考察

(1) いじめ問題とのかかわり

① いじめ防止基本方針

岐阜県可児市「いじめ防止基本方針」の答申

地方のいじめ防止基本方針は作成した方がよい（「いじめ防止推進法」第12条）とあるが、岐阜県可児市では早くからそれに着手した。岐阜新聞（2014. 2. 28.）は、『可児市専門委基本方針案を答申 いじめ防止早期発見やこころのケア：可児市いじめ防止専門委員会（橋本治委員長）は、いじめ防止に関する具体的な行動指針をまとめた「市いじめ防止基本方針」案をまとめ27日、富田成輝市長に答申した。国の「いじめ防止対策推進法」では、国と学校には基本方針の策定が義務化されている。同市は自治体としても基本方針の策定に取り組もうと、昨年11月に同委員会に諮問した。基本方針案は、いじめの早期発見、解決への手だてに加え、いじめが収まった後の当事者へのケアにも言及している点の特徴。橋本委員長は「市の基本方針が定まれば、各学校でも基本方針を作りやすくなる」と話し、富田市長は「こうした取り組みが市の安全なまちづくりにつながる。しっかりと案を読ませていただ

く」と話していた。基本方針は教育委員会の議決と市長の承認を経て、3月中旬に策定される見込み。』と記載している。

いじめの早期発見、解決への手だてに加え、いじめが収まった後の当事者へのケアを加えているという特徴があると考えられる。

また、中日新聞（2014. 2. 28.）は、『いじめ防止園児も可児市専門委基本方針を答申：可児市いじめ防止専門委員会は27日、市のいじめ防止基本方針案をまとめ、富田成輝市長に答申した。基本方針では、条例には細かく記載していない具体的ないじめ防止案や相談体制、連携について定める。条例では対象外になっている幼稚園・保育園も範囲に含めた。市は児童、生徒の満足度やいじめ経験調査、いじめの認知件数と解決数の比率を参考に3年ごとに見直す。調査内容は毎年公表することも規定した。基本方針は国のいじめ防止対策推進法を受けた内容で、市長が試問した昨年11月から話し合ってきた。橋本治委員長は「学校とはいい連携が取れている」と報告。富田市長は「未就学児を持つ若い子育て世代は、いじめ防止の取組に安心感を得ている。今後も情報を発信したい」と応じた。』と記載している。

ここでは、条例では対象外になっている幼稚園・保育園も範囲に含めたことが特徴である。また、評価として、児童生徒の満足度やいじめ経験調査、いじめの認知件数と解決数の比率を参考に3年ごとに見直す。調査内容は毎年公表することを規定したことも特筆に値すると考えられる。

国の「いじめ防止対策推進法」成立で学校に求められること

この中で「いじめ防止基本方針」（第十一条～第十三条）について以下のように書いた（概略のみ示す）。2013年⁽¹⁶⁾

『筆者は、岐阜県可児市（2012年10月「子どものいじめの防止に関する条例」を定めた市）の「いじめ防止専門委員会（第3者委員会）」で委員長をしている。「いじめ防止対策推進法」が6月28日に公布されてすぐの7月下旬、この委員会で「いじめ問題対策連絡協議会」が新しく可児市に設けられた場合、現在の条例の改定が必要かどうかについて協議した。もう1つの課題は、第11条、第12条、第13条で示されている「いじめ防止基本方針」である。従来のいじめに関する方策や方針はすでにどの地方公共団体、学校でも作成されていると思われるが、第11条の国の「いじめ防止基本方針」に基づき、第12条では地方公共団体（都道府県及び市町村）が「地方いじめ防止基本方針」を定めることになる。県立や私立の学校は都道府県で対応できるとしても、市町村立の学校に対しては各市町村が「地方いじめ防止基本方針」を定める必要がある。さらに第13条では、各学校が第11条、第12条を参酌して「学校いじめ防止基本方針」を定めることとしている。（中略）』

国は「いじめ基本方針」を2013年10月11日に出した。大津市の中学2年生の命日である（3回忌の日）。各学校もいじめ防止基本方針を作成する義務はあるが、やはり都道府県が作成しないと県立学校は作りにくい。同様に、市町村が作成しないと小中学校は作りにくい。可児市が早々に市のいじめ防止基本方針を提示したことはその点からも意義があると考えられる。

② いじめ問題対策委員会

岐阜市「いじめ問題対策委員会」

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることが重要である。本委員会は、岐阜市いじめ問題対策連絡協議会と連携し、いじめの防止等のための対策を実効的に行うこと、また重大事態が発生したときには、教育委員会の諮問に応じて、調査を行うことを目的としている。

可児市「いじめ防止専門委員会」の活動報告

岐阜県可児市では、2012年5月から、「小中学校に通う児童生徒のいじめをなくそうと、学校だけでは対応が困難な事例に対し、専門家が第三者の客観的な立場から調査することで解決を図ろう」と

設けられた。委員会の構成メンバーは、弁護士・臨床心理士・児童相談所・大学関係者の4人となっている。筆者も「大学関係者」として積極的にかかわっているが、根底に「自殺予防」があることを想定して活動している。その後、2012年10月2日に「可児市子どものいじめの防止に関する条例」が議会を通り、翌10月3日からスタートした。筆者はその直後に委員会の委員長となり取り組んでいる。2013年4月には、一年間の活動のまとめを市長に報告した。その時の中日新聞(2013. 4. 24.)は、『可児市いじめ防止専門委員会は23日、昨年度の活動と本年度の取組について、富田成輝市長に報告した。委員長の橋本治・岐阜大院准教授、富田市長はともに「加害者側への対応」を今後の課題に挙げた。報告によると、専門委員制度が始まった昨年5月から3月末までの相談件数は、いじめが27件、その他5件。うち26件は「子どもが安心して学校生活を送るようになった」として終結の判断をした。専門委員が直接、被害者や保護者と話し合う機会も5回程度あったという。橋本委員長は成果について「特別顧問の尾木直樹さんの支援や報道で、活動への一定の理解が得られた」と述べた。課題には「加害者からの相談が1件もなかった」ことを挙げた。富田市長も「いじめている側の深刻さを、本人も親も気付いていないのは問題。加害者側の相談を、どう受けていくかが検討課題だ」と指摘。2年目に向けて「職員の増員など、柔軟な対応をしていきたい」と話した。本年度は、近く事務局職員を一人採用し、3人態勢にする。相談フリーダイヤル＝(0120)……＝を周知するため、小中学生に携帯できるカードを配る。24時間相談を受けられるように電子メールでの受け付けも検討している。』と記載している。

岐阜市も可児市もすべての児童生徒を対象にいじめをなくす方向で取り組んでいる。そこでは、いじめを受ける側だけでなく、いじめをする側も未然に防ぎたいという意図があると考えられる。

③ いじめ問題対策連絡協議会

岐阜県可児市「いじめ問題対策連絡協議会」

「いじめ防止対策推進法」にもとづき、いじめの防止、早期発見、対処及びケアに係る情報交換及び連携のための協議を行う。構成メンバーは、人権擁護分野4名(筆者はここに入っている)、教育分野5名、福祉分野4名、警察分野1名の合計14名である。協議会は、「代表者会議」「実務者会議」「個別のケース検討会議」の三層構造になっている。

国の「いじめ防止対策推進法」成立で学校に求められること

この中で「いじめ問題対策連絡協議会」(第十四条)について以下のように書いた(概略のみ示す)。2013年⁽¹⁶⁾

『筆者は、岐阜県可児市(2012年10月「子どものいじめの防止に関する条例」を定めた市)の「いじめ防止専門委員会(第3者委員会)」で委員長をしている。「いじめ防止対策推進法」が6月28日に公布されてすぐの7月下旬、この委員会で「いじめ問題対策連絡協議会」が新しく可児市に設けられた場合、現在の条例の改定が必要かどうかについて協議した。

岐阜県可児市のことから明らかなように、第14条の「いじめ問題対策連絡協議会」は従来なかったものであり、地方公共団体は条例の定めるところにより「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができるとしている。各学校はこれをどう活用していくかが課題の1つとなる。』

各学校が「学校いじめ防止基本方針」を作成し、地方公共団体(都道府県と市町村両方)の「いじめ問題対策連絡協議会」を活用していじめに対応していくことになっても、「いじめの認知件数」の問題は残ると思われる。毎年都道府県によって10倍以上いじめの認知件数が違うのは気になる。いずれにしても、「大きないじめ」になりそうなものだけを見つけることは困難である。「小さいいじめ(いじめとは思われないようなものも含めて)」をきちんと見つけて対応していくことによって、「大きないじめ」に至らないようにするという姿勢につなげたいと考えている。

④ いじめの重大事態

岐阜県「いじめによる重大事態再調査委員会」

「いじめ防止対策推進法」にもとづき、いじめによる重大事態に対処するために学校設置者（教育委員会、学校法人）又は学校が実施した調査の再調査を行うための機関として「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」が設置されている。

岐阜市「いじめ問題対策委員会」

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることが重要である。本委員会は、岐阜市いじめ問題対策連絡協議会と連携し、いじめの防止等のための対策を実効的に行うこと、また重大事態が発生したときには、教育委員会の諮問に依拠して、調査を行うことを目的としている。

重大事態への対処（調査・措置）（可児市いじめ防止基本方針⁽¹⁴⁾より）

市長の判断による調査（他は省略）

ア 学校又は教育委員会のもとの調査組織の調査と並行して、市長が必要と認めるときは「いじめ防止専門委員会」に調査（並行調査）を行わせることができる。

イ この場合、調査に必要な委員を事案ごとに3人まで加えることができる。なお、専門委員会が調査を行うことが公平性・客観性の観点から適当でないときは、市長は別の調査組織を設置し調査を行わせる（この項目について、法第30条第2項の調査についても同様である）。

ウ 並行調査の結果報告を受けた市長は、教育委員会とともに学校又は教育委員会の調査結果と照合して事態の正確な把握を行い、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に活かす。

エ 教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、必要と認める場合に「いじめ防止専門委員会」に調査の結果を調査させる（再調査）ことができる（法第30条第2項）。

オ 「いじめ防止専門委員会」は資料の分析や関係者への面接などの方法により再調査を行い、調査結果を市長に報告する。

カ 「いじめ防止専門委員会」は、いじめられた子、いじめた子双方の児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

キ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

ク 法第30条第2項に規定する調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保したうえで、個々の事案の内容に応じ、適切に設定する。

岐阜県の仕事ははもともと重大事態再調査委員会であるが、岐阜市も「重大事態が発生したときには、教育委員会の諮問に依拠して、調査を行う」とあり、可児市も「重大事態への対処」とある。いずれも未然防止を謳いながら重大事態を想定していることになる。今回国が定めた重大事態は「いじめにより30日以上欠席」ということも含まれており、早い段階で重大事態と考えて行動に移すことが重要だと考えられる。

（2）いじめの調査

愛知県で平成25年度に実施した「いじめの調査」⁽¹⁵⁾と三重県・滋賀県で実施した「いじめの調査」を比較し考察する。平成25年度の「いじめの認知件数」は、表1にあるように愛知県で「13.2」、全国は「13.4」でほとんど同じ状況である。平成25年度の三重県は「5.9」、滋賀県は「7.8」となっており、「いじめの認知件数」に近い『いじめの認知度（ここでは、「迷うがいじめである」と「迷わずいじめである」を合計した人数）』の割合も図で示した。

表2 ケースごとの「いじめの認知度」の人数と割合 (愛知県) n=303

ケース \ 認知	迷わずいじめではない		迷うがいじめではない		迷うがいじめである		迷わずいじめである		左記2つの合計 (いじめの認知度)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1: 年長A君	2	0.7%	13	4%	48	16%	240	79%	288	95%
2: 小4B君	4	1.3%	38	13%	113	37%	148	49%	261	86%
3: 中2Cサン	49	16%	156	51%	72	24%	26	9%	98	33%
4: 高1D君	132	44%	104	34%	55	18%	12	4%	67	22%

表3 ケースごとの「いじめの認知度」の人数と割合 (三重県) n=87

ケース \ 認知	迷わずいじめではない		迷うがいじめではない		迷うがいじめである		迷わずいじめである		左記2つの合計 (いじめの認知度)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1: 年長A君	0	0%	0	0%	18	21%	69	79%	87	100%
2: 小4B君	1	1%	9	10%	39	45%	38	44%	77	89%
3: 中2Cサン	17	20%	41	47%	20	23%	9	10%	29	33%
4: 高1D君	35	40%	37	43%	11	13%	4	5%	15	17%

表4 ケースごとの「いじめの認知度」の人数と割合 (滋賀県) n=122

ケース \ 認知	迷わずいじめではない		迷うがいじめではない		迷うがいじめである		迷わずいじめである		左記2つの合計 (いじめの認知度)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1: 年長A君	0	0%	1	1%	31	25%	90	74%	121	99%
2: 小4B君	0	0%	7	6%	63	51%	52	43%	115	94%
3: 中2Cサン	2	2%	74	61%	34	28%	12	10%	46	38%
4: 高1D君	27	22%	62	51%	30	25%	3	2%	33	27%

愛知県・三重県・滋賀県の「いじめの認知件数」は大きく違っているが、「いじめの認知度」は4つのケースともよく似ている。これは、都道府県によって調査の違い(聞き方の違い)もあるが、教職員の意識は大きく違わないことを示唆していると考えられる。図1・2・3・4に示したようにこの3県はどのケースにおいても大きな違いはないと考えられる。

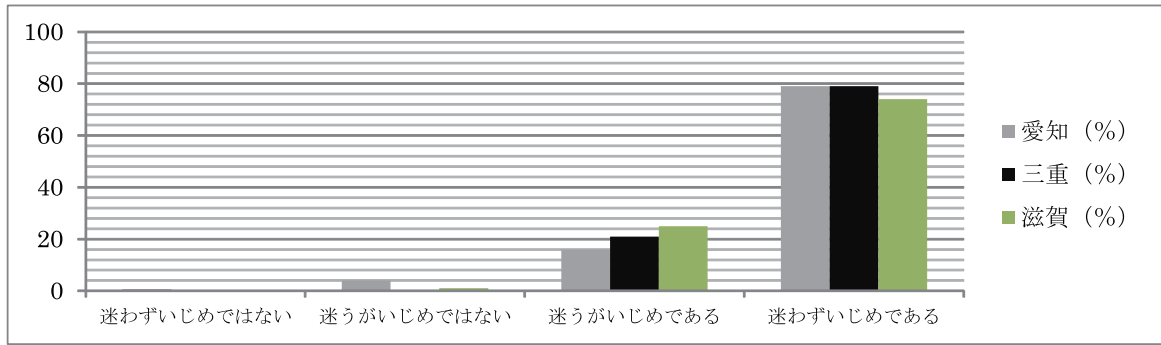


図1 ケース1の「いじめの認知度」の割合の比較（愛知，三重，滋賀）

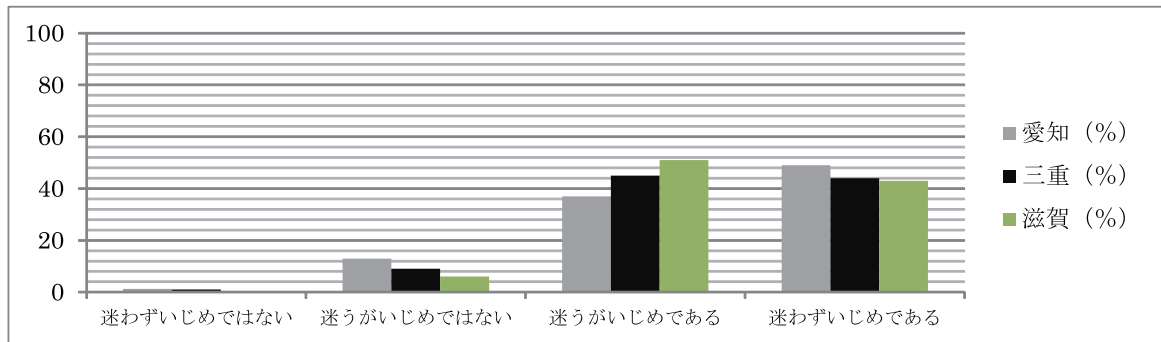


図2 ケース2の「いじめの認知度」の割合の比較（愛知，三重，滋賀）

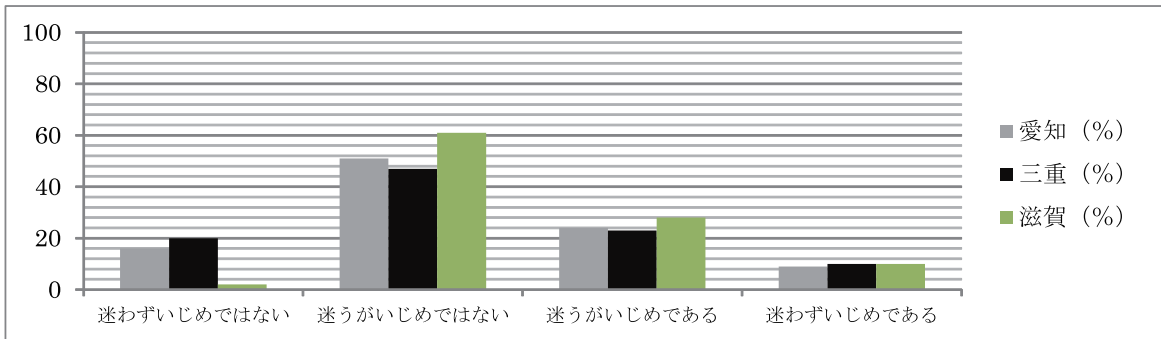


図3 ケース3の「いじめの認知度」の割合の比較（愛知，三重，滋賀）

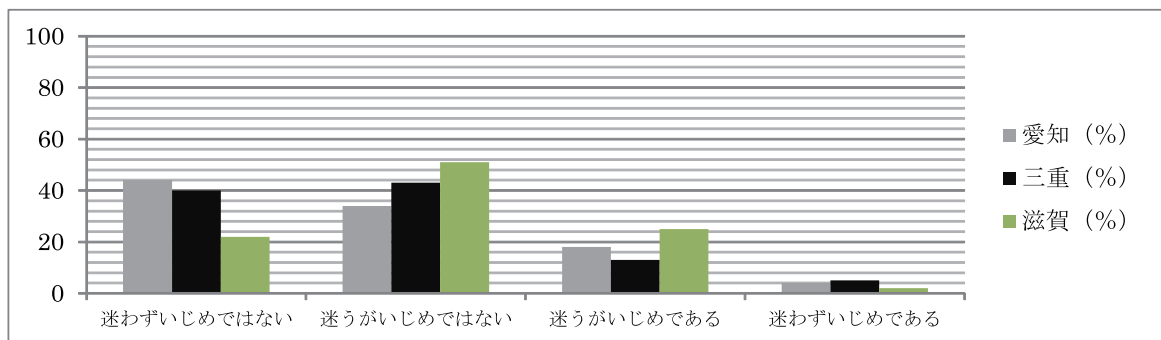


図4 ケース4の「いじめの認知度」の割合の比較（愛知，三重，滋賀）

表5. ケースごとの「いじめの認知」の平均値（標準偏差）とt検定の結果

	愛知	三重	滋賀	t値		
	平均 (偏差)	平均 (偏差)	平均 (偏差)	愛知と三重	愛知と滋賀	三重と滋賀
1 : 年長A君	5.47 (1.93)	5.59 (1.70)	5.46 (1.91)	0.72	0.07	0.69
2 : 小4 B君	4.67 (2.76)	4.62 (2.66)	4.74 (2.46)	0.25	0.40	0.54
3 : 中2 Cサン	2.50 (2.95)	2.48 (3.17)	2.92 (2.82)	0.09	2.30*	1.82
4 : 高1 D君	1.65 (2.93)	1.63 (2.87)	2.15 (2.36)	0.10	2.80**	2.31*

** p < .01 * p < .05

ケースごとの「いじめの認知」の平均値をt検定した結果を表5に示す。愛知県と三重県では4つのケースともほとんど同じ値を示している三重県は「いじめの認知件数」では、全国平均の44%であるが、「いじめの認知度」はほとんど同じであり、教職員の意識も同じようだと考えられる。愛知県と滋賀県では、ケース1と2ではほとんど同じだが、ケース3と4では有意差がある。滋賀県では、より軽いと思われるケース3と4で「いじめの認知度」に入れていることになる。「いじめの認知件数」では、全国平均の58%しかないのに、全国平均と同じ愛知県より敏感に反応していると考えられる。このことは、三重県と滋賀県においてもあてはまり、ケース4で有意差があり、滋賀県の教職員の方がより敏感にいじめに反応していることが分かる。

6. 結論

「初期段階でのいじめへの対応のあり方」は以下に要約される。

- (1) いじめが起きる初期の段階で関わる。小学校・中学校・高等学校などの年齢にも起きうことで、いわば「初期消火」を意味する。
- (2) いじめとは呼べないような、人と人との関わりの形成期に起きる問題に関わる。幼稚園・保育園はもちろん、小学校低学年も含んだ「低年齢」という意味での対応である。
- (3) 何か兆候があればすぐに対応をはじめ。「いじめ」とか「自殺」にこだわらない。⁽²³⁾

7. おわりに

いじめ問題が大きくクローズアップされるのは、児童生徒の自殺があるからである。過去の大きな事件(1986年, 1994年, 2006年, 2011年)は、いずれもいじめに関連して自殺があった。今回「いじめ防止対策推進法」が成立したが、今後いじめの未然防止につながるかどうかは、①いじめ防止基本方針、②いじめ問題対策委員会、③いじめ問題対策連携協議会、④いじめの重大事態に対処、の運用にかかっていると考えられる。筆者が今回使用した「いじめの調査」のような各種アンケートも活用しながら「いじめ問題」に真摯に取り組んでいきたい。

謝辞

研究にご協力いただいた方々に、この場をかりてお礼申し上げます。ありがとうございました。

引用・参考文献

- 1) アルフォンス・デーケン (2006) よく生きよく笑いよき死と出会う, 新潮社
- 2) 稲村博 (1977) 自殺学, 東京大学出版会
- 3) 稲村博・斎藤友紀雄 (1995) いじめ自殺, 至文堂

- 4) エドウィン・S・シュナイドマン高橋祥友訳 (2005) シュナイドマンの自殺学, 金剛出版
- 5) 河西千秋 (2009) 自殺予防学, 新潮社
- 6) キース・ホーン他松本・河西訳 (2008) 自傷と自殺, 金剛出版
- 7) シンシア・R・フェファー高橋祥友訳 (1990) 死に急ぐ子どもたち, 中央洋書出版部
- 8) ジョセフ・リッチマン高橋祥友訳 (1993) 自殺と家族, 金剛出版
- 9) 高橋祥友 (2008) 新訂増補青少年のための自殺予防マニュアル, 金剛出版
- 10) 高橋祥友 (2006) 自殺の危険, 金剛出版
- 11) 高橋祥友 (1997) 自殺の心理学, 講談社
- 12) 張賢徳 (2006) 人はなぜ自殺するのか, 勉誠出版
- 13) ディビット・レスター斎藤友紀雄訳 (1995) 自殺予防O&A, 川島書店
- 14) 可児市・可児市教育委員会 2014 可児市いじめ防止基本方針
- 15) 橋本治 2013 初期段階のいじめへの対応のあり方ー「いじめの調査」と「岐阜大学ランチタイムセミナー」を通してー 岐阜大学『教育学部研究報告人文科学』Vol.62 (1) 257~272頁
- 16) 橋本治 (分担執筆) 2013 「いじめ防止基本方針」と「いじめ問題対策連絡協議会」について 教育開発研究所
- 17) 橋本治 (分担執筆) 2013 書評『大津中2 いじめ自殺ー学校はなぜ目を背けたのかー』教育開発研究所
- 18) 橋本治 2013 小中学生の「いじめ」と「自殺」ー2つのケース (群馬県の小6, 滋賀県の中2) にかかわってー 日本自殺予防学会『自殺予防と危機介入』Vol.33 (1) 9~12頁
- 19) 橋本治 (分担執筆) 2012 ケース別いじめ対応のポイント (第1特集「地道にいじめ対策を見直す」48~51頁) 教育開発研究所
- 20) 橋本治 2012 文部科学省提案の「自殺予防教育」についての一考察ー現職の教員 (保育園・幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校) の意識調査に基づいてー 岐阜大学『教育学部研究報告 人文科学』Vol.61 (1) 189~202頁
- 21) 橋本治 (2008) いじめ問題と発達障害, 日本社会病理学会24回大会, 30
- 22) 橋本治 (2007) いじめ問題を見過ごさない10のポイント!!, 明治図書
- 23) 橋本治 (2007) いじめに気づく教師, 迅速に対応する学校, 教職研修413, 教育開発研究所
- 24) 橋本治 (2007) いじめが自殺に結びつくとき, 児童心理853, 金子書房
- 25) 橋本治 (2006) いじめかな?と思ったときー緊急時の対応, 児童心理843, 金子書房
- 26) 橋本治 (2004) いじめ自殺があった, 児童心理816, 金子書房
- 27) 橋本治 (2002) 小さい子でも自殺しますか, 自殺問題O&A, 至文堂
- 28) 橋本治 (2001) いじめによる自殺の予防教育, 教育開発研究所
- 29) 橋本治 (2001) 増え続ける自殺とその予防ー青少年に対してー, 自殺予防と危機介入 Vol.22-No.1, 日本自殺予防学会
- 30) 橋本治 (2000) 深刻ないじめと暴力への対応, 学級のトラブルに対応するカウンセリング, 学事出版
- 31) 橋本治 (1999) 子どもの自殺に対する報道のあり方, 自殺予防と危機介入Vol.22-No.1, 日本自殺予防学会
- 32) 森田洋司 (2010) いじめとは何か, 中央公論新社
- 33) 森田洋司 (2004) 世界のいじめ, 金子書房
- 34) 森田洋司 (2001) いじめの国際比較研究, 金子書房
- 35) 森田洋司 (2001) 日本のいじめ, 金子書房
- 36) 森田洋司・清水賢二 (1994) いじめ, 金子書房

